

令和5年1月17日

事業者 各位

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団
理事長 妹尾 浩志

発掘調査業務委託に係る特定共同企業体
入札参加資格審査申請書の提出について

令和5年度に発注予定の下記発掘調査業務委託について、特定共同企業体による入札参加を認めることとしましたので、特定共同企業体による入札参加を希望される場合は、必要書類をご提出ください。

ただし、入札は指名競争方式により行いますので、ご提出いただいても指名されない場合があることをあらかじめご了承ください。

なお、提出書類に関する情報は、当事業団が行う遺跡発掘調査業務委託に係る入札事務においてのみ使用し、他の用途に使用することはありません。

記

1 業務委託の概要

- (1) 委託業務名 上野遺跡Ⅶ 発掘調査作業及び関連諸工事業務委託
- (2) 調査場所 新潟県村上市 地内
- (3) 調査概要
- ア 調査面積 延べ7,000 m²
 - イ 調査体制 現場代理人 1人 現場世話人 2人
発掘調査担当者の要件を満たす者 3人
発掘調査員 6人
1日当たりの発掘作業員数 65人
- (4) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日
- (5) その他
- ア 特定共同企業体のほか、単体企業も指名の対象とする。
 - イ 発掘調査担当者は、当事業団職員とする。

2 特定共同企業体の要件

以下の要件をすべて満たす特定共同企業体であること。

- (1) 構成員の数は、3者以内であること。

- (2) 構成員の出資比率は以下のとおりとする。
- ア 企業体代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率と同一又はそれより大きいこと。
 - イ 出資比率が最小の構成員の出資比率は、以下のとおりとする。
 - (ア) 構成員の数が2者の場合 30%以上
 - (イ) 構成員の数が3者の場合 20%以上
- (3) 別紙「本発掘調査における民間調査組織導入に関する指針」の要件を具備していること。
- (4) 構成員が次に掲げる要件のすべてを満たすこと。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 本件委託業務に係る特定共同企業体の入札参加資格審査申請書を提出した日から本件委託業務の開札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし、手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者又は入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (5) 特定共同企業体の構成員のうち、既に単体で入札参加申込書を提出済みの企業を1社以上入れること。

3 必要書類の提出について

- (1) 提出書類
- ア 特定共同企業体入札参加資格審査申請書
 - イ 特定共同企業体協定書（写）
 - ウ 特定共同企業体の「発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者名簿」（様式2-1）
 - エ 特定共同企業体の「発掘調査担当者・発掘調査員の履歴」（様式2-2）
 - オ 特定共同企業体の「土木作業管理者の履歴」（様式2-3）
 - カ 特定共同企業体の「発掘調査担当者・発掘調査員の報告書執筆歴」（様式2-4）
 - キ 特定共同企業体の「発掘調査担当者・発掘調査員の個人業績」（様式2-5）
 - ク 暴力団等の排除に関する誓約書
 - ケ 特定共同企業体の発掘調査担当者・土木作業管理者の「保険証（写）」又は、構成員との直接雇用が確認できる書類
 - コ 特定共同企業体の土木作業管理者が有する以下の「資格証（写）」

- ・ 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者
- ・ 地山掘削作業主任者
- ・ 土止め支保工作業主任者

※ ただし、単体企業として、令和5年度発掘調査業務委託入札参加申込書を提出されている場合は、その構成員分の提出書類エ〜コまでを省略することができます。

また、資格審査にあたり、上記提出書類の他に別途関係書類の提出を求める場合があります。

(2) 書類作成上の留意事項

別紙「記入要領」及び「本発掘調査における民間調査組織導入に関する指針」を参照してください。

(3) 提出期限

令和5年2月13日（月）午後5時必着

期限に間に合わない場合は、受付けできません。

(4) 提出方法

下記担当へ紙媒体での送付または持参願います。

〒956-0845 新潟県新潟市秋葉区金津 93 番地 1

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団

担当：総務課 伊藤

電話：0250-25-3981

FAX：0250-25-3986

メール：niigata@maibun.net

記 入 要 領

1 様式2-1「発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者名簿」

- (1) 受注時に現場へ配置可能な職員を記入する。
- (2) 「発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者」の要件は、別紙「本発掘調査における民間調査組織導入に関する指針」2による。
- (3) 「雇用形態」欄は、次の表から選んで記入する。

区 分	説 明
正 社 員	週38時間45分以上の執務を行い、健康保険・厚生年金に加入し、雇用保険被保険者資格取得届を行っている者をいう。指揮命令権は雇用会社にある。
派遣社員	労働者派遣法に基づき派遣元会社と労働契約を結び、派遣元会社が派遣先会社から請け負った業務を派遣先で行う者をいう。指揮命令権は派遣先会社にある。
契約社員	個人又は他社の社員が受け入れた会社と期間を定めた労働契約を結んでいる者をいう。指揮命令権は受入会社にある。
出向社員	在籍する会社の命令により、出向元会社の在籍のまま又は移籍して出向先から給与を受ける者をいう。指揮命令権は出向先にある。

- (4) 入札参加資格審査申請書提出後に、様式2-1「発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者名簿」の記載事項に追加又は変更があった場合は、その都度様式2-1(2)「発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者変更名簿」を提出すること。
その場合、追加又は変更する職員についてのみ記入すること。

2 様式2-2「発掘調査担当者・発掘調査員の履歴」の「発掘調査歴」欄右側(3段書のか所)は、次により記入する。

〔上段〕 所属・身分等

記入例 「〇〇大学 学生」
「△△教委 主任」
「□□会社 調査係長」 など

〔中段〕 該当するものに全て○を付ける。

〔下段〕 該当するものに全て○を付ける。

3 様式2-4「発掘調査担当者・発掘調査員の報告書執筆歴」は、過去に執筆したもののすべてを記入すること。

4 様式2-5「発掘調査担当者・発掘調査員の個人業績」は、過去の業績すべてを記入すること。

特定共同企業体入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団
理事長 妹尾浩志 様

特定共同
企業体の名称

代表者 千
(構成員) 住 所
商号又は名称
代表者氏名
連絡先電話
連絡先FAX

印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

このたび、特定共同企業体を結成し入札に参加したいので入札参加資格の審査を申請します。

なお、特定共同企業体入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

資格審査を希望する業務委託の種類	発掘調査業務委託
対象業務(事業)名	上野遺跡Ⅶ発掘調査作業及び関連諸工事業務委託

記載事項

特定共同企業体の名称は、構成員の商号又は名称を必ず冠し、かつ「特定共同企業体」の文字を用いたものとする。

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務委託に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参考のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに委託業務の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務委託の契約の履行及び下請契約その他の業務委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務委託完了の都度当該業務委託について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務委託途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務委託途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務委託を完了する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務委託途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(業務委託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務委託途中において破産又は解散した場合には、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該業務委託につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり特定共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

特定共同企業体

代表者
(構成員)

(構成員)

(構成員)